



問合せ先
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

鍛えよう消費者力「気づく・断る・相談する」

現代社会では、さまざまな情報が氾濫し、消費者トラブルが多様化しています。消費者力は、こうした環境の中で健全な消費生活を築いていくために不可欠な能力です。

——— 賢い消費者になるために ———

良い話が来ても一度立ち止まって考えて

その場ですぐに購入・契約せず、ゆっくり考えましょう。友人・家族などに相談することも選択肢の一つです。

怪しいと思ったら断って

しつこい勧誘や購入・契約をせかされた時は要注意。少しでも怪しいと思ったら、きっぱりと断りましょう。

悪徳商法かなと思ったら消費生活センターへ相談

気になることがあれば、契約前に相談してください。万が一契約してしまっても、一定期間であればクーリング・オフができる可能性があります。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです。
とき=1月8日☎13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=同センター（☎28-9110）

※1月7日☎15:30までに予約してください